


神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金（Q&A）

神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金全般について		
1	神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金の目的はなにか。	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響によりその継続に支障が出ている、地域のボランティア等が実施する高齢者の居場所やケアラー支援の場（高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラーズカフェ）等の活動を支援し、高齢者居場所づくり等継続の後押しすることを目的としています。
支給対象者・支給要件について（第2条・第3条関係）		
1	支給対象者は、具体的にはどのような者を指すのか。	<p>高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラーズカフェを実施しているボランティア団体等を対象としています。</p> <p><u>(1) 高齢者の通いの場</u> 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指した、介護予防に資する住民主体の活動</p> <p><u>(2) 認知症カフェ</u> 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合うための活動</p> <p><u>(3) 老人クラブ</u> 平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づく団体活動</p> <p><u>(4) ケアラーズカフェ</u> 介護者（ケアラー）同士の交流・息抜き・情報収集等のための居場所・たまり場運営の活動</p>
2	支給要件に「申請の属する月の前月」とあるが、どの月を指すのか。	申請した月が8月の場合、7月のことをいい、申請した月が9月の場合、8月を指します。
3	支給要件に「令和4年4月1日以降申請の属する月の前月まで、活動1回あたりの参加者数」とあるが、算定する期間はいつまでの参加者数か。	<p><u>令和4年度4月1日以降、申請の属する月の前月までの参加者数で算定してください。</u></p> <p>例えば、令和4年8月31日に申請した場合、令和4年4月1日から令和4年7月31日までの参加者数の平均を算定することになります。</p>

4	支給要件に「令和4年4月1日以降申請の属する月の前月まで、毎月〇回以上活動していること」とあるが、一度でも条件を満たしていない月があると支給対象外となるのか。	地域のボランティア等が実施する高齢者の居場所やケアラー支援の場等の活動を継続している団体に対する協力金になります。 従って、 <u>令和4年4月1日以降、一度でも条件を満たしていない月があった場合、支給対象外となります。</u>
5	老人クラブの支給要件のうち、「友愛チームの活動」とはなにか。	友愛チームの活動とは、 <u>老人クラブが中心となってチームを編成し、在宅で寝たきりの高齢者や虚弱で独り暮らしの高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手となり、高齢者の孤独感を解消し、安心して日常生活が送れるよう支援するものです。</u>
6	支給要件にある、「新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した高齢者居場所づくり等支援を行うこと。」とは何か。	本協力金は、厚生労働省が公表している、「 <u>新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した</u> 」活動をしていただくことを要件としています。 具体的な実践例につきましては厚生労働省ホームページをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001214_31_newlifestyle.html#newlifestyle
7	高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラーズカフェとしては、政治活動、宗教活動を行っていない場合、協力金を受け取ることはできるか。	高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラーズカフェとして、政治活動、宗教活動を行っていても、 <u>申請する団体が政治活動、宗教活動を行うことを目的としている場合、協力金の支給はできません。</u>
8	県、市町村や民間団体から補助を受けている場合も、支給対象となるか。	<u>県、市町村や民間団体から補助などの財政支援を受けている場合も、支給対象となります。</u> ただし、県や市町村から委託契約によって実施している事業は、支給対象外となります。
協力金の支給額について（第4条関係）		
1	複数の活動拠点がある場合や、複数の活動の種類（高齢者通いの場と認知症カフェの両方等）の活動をしているが、協力金についても複数の申請が可能か。	本協力金の支給を受けられるのは、 <u>1団体につき1回限りです。</u>

申請書類について（第5条関係）		
1	申請の様式等はどこで手に入るか。	<p>本協力金の申請は、<u>e-kanagawa 電子申請システムからのみ受け付けます。</u>このシステムに入力することで、必要な様式が自動で作成されます。</p> <p>次の URL からアクセスするか、二次元コードをお手持ちのスマートフォンで読み取って申請してください。</p> <p>https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=36577</p> 
2	申請の入力方法が分からない。	<p>申請の入力方法については、コールセンターを設置しています。ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。</p> <p><u>(公社)かながわ福祉サービス振興会 長寿社会開発課</u> 電話番号 045-681-8435</p>
3	協力金振込先口座の名義人はだれでもよいか。	<p><u>原則、振込口座は申請をする団体の代表者または申請をする団体の名義としてください。</u>やむを得ず別名義の口座に振り込む場合は、申請をする団体の代表者からの委任状が必要となります。委任状はホームページに掲載しています。</p>
4	支給要件を満たしていれば、必ず支給を受けられるのか。	<p>本協力金は、認められた予算の範囲内で支給します。そのため、<u>募集に対して申請件数が多い場合は申請を締め切り、先着順により支給を決定します。</u></p>
5	申請すれば、必ず支給を受けられるのか。	<p>支給要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合は支給できません。</p>
協力金の支給（第6・7条関係）		
1	協力金の支給はいつになるのか。	<p>本協力金は申請後、審査の上、支給・不支給を決定し、申請時に登録したメールアドレスに決定通知書を送付します。<u>支給決定を受けた者に対しては、通知日から起算して 30 日以内に協力金を支給します。</u>なお、審査に要する期間は、申請状況によるもので、お答えできません。</p>

協力金支給後の活動の報告について（第8条関係）		
1	どのような内容を報告すればよいのか。	神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金活動実施報告書（第5号様式）に実施日、活動場所、参加人数、簡潔に活動内容（対象、目的、手段、工夫した点等）を記載し、活動の様子がわかる写真を添えて報告してください。
2	協力金の支給を受けた場合、協力金を使った内訳について、県に報告する必要があるか。	本協力金を使った内訳について、県に報告していただく必要はありません。ただし、神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金活動実施報告書（第5号様式）により、活動実施の報告をしてください。
支給決定の取り消しについて（第10条関係）		
1	協力金の支給決定が取り消されることはあるのか。	支給決定を受けた者が、活動実施報告を提出しなかった場合や、偽りや不正な手段による申請、暴力団との関係が発覚した場合、支給決定を取り消します。 また、悪質な場合は、警察に通報します。
その他		
1	協力金の支給申請は何回までできるか。	本協力金は、1団体につき1回限りです。
2	協力金の支給は、申請書類の先着順で決定されるのか。	本協力金は、認められた予算の範囲内で支給します。そのため、募集に対して申請件数が多い場合は募集を締め切り、先着順により支給を決定します。
3	申請内容の審査はどのように行うのか。	申請書類に提出漏れがないか、県が設定する支給要件に合致しているかといった形式面の審査に加え、活動の実態があるかどうかを確認します。 ※活動の実態が添付の資料のみでは確認できない場合などには、現地調査、電話聞きとり、対面調査する場合があります。